

さっぽろ圏内企業等の採用を応援！

奨学金 返還支援 さっぽろ圏

奨学金返還支援事業

登録
無料

**認定企業
募集中!**



奨学金返還支援とは？

学生時代に貸与型奨学金を利用した方が、札幌市が認定する企業等へ就職し、さっぽろ圏内に居住した場合、就職後2年目～4年目に、年間最大18万円を3年間(最大54万円)支援する制度です。



対象企業は？

さっぽろ圏内に本社を置く中小企業等

または

圏外本社の場合は圏内に事業所があり、そこで働く者を採用する中小企業等

※本事業を活用し採用した企業等には、寄附をお願いさせていただきます。

(社会福祉法人、その他法令上任意の寄附が制限されている法人等を除く。)

札幌市主催

SAPP_RO



つながりが、新しい未来をつくる

さつぽろ

連携中核都市圏

● Sapporo ● Otaru ● Ishikari ● Nemuro ● Kushiro
● Eniwa ● Kiyotsukushi ● Ishikari
● Taketomi ● Shimane ● Niigata ● Toyama ● Nagano

協力



さっぽろ市
02-H01-23-845
R5-2-620

支援対象者は？

●対象者／以下の全ての条件を満たす方

- ①申込年度に大学、大学院、短大、高専、専修学校を卒業予定の方
または、上記学校を3年以内に卒業し、北海道外に住所を有している方
- ②就職後、さっぽろ圏内に居住する方
- ③市が認定する企業等に正社員、その他正規採用者として就職予定の方

●対象人数／年間150名 ※応募多数の場合は選考

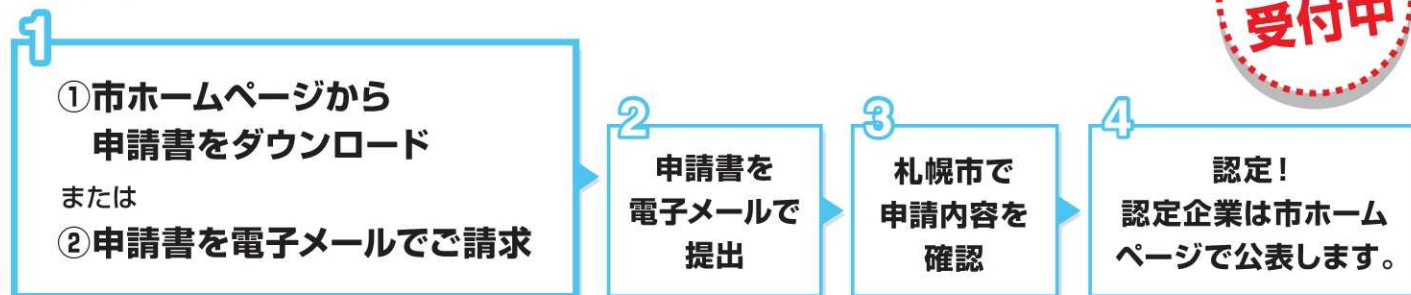
返還支援のスケジュールは？



お申し込み方法

本事業の認定企業となるには、申請書のご提出が必要です。お申し込み方法は下記2つです。

《認定までの流れ》



随時
受付中

お問い合わせや申請書のご請求はこちらから

お問い合わせ

札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部雇用労働課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所15階

TEL:011-211-2278【平日8:45～17:15】

E-mail:koyou-jinzai@city.sapporo.jp

札幌市 奨学金返還支援事業

検索



よくあるご質問



Q. 認定企業として登録後、更新手続きは必要ですか？

A. 認定後の更新手続きはありません。なお、事業所がさっぽろ圏域外に移転する、もしくは中小企業の要件から非該当になった場合等、認定企業の要件を満たさなくなった際は、札幌市への届け出が必要になります。

Q. 認定企業募集の締切はありますか？

A. 通年受付を行っております。ご希望の企業様は、認定申請書(様式5)を札幌市まで(上記のメールアドレスへ)ご提出ください。

Q. 日本学生支援機構が実施する企業の奨学金返還支援(代理返還)制度を利用する場合は本事業の対象になりますか？

A. 返還額を全額企業が負担する場合は対象外になります。一部を企業負担する場合はお問い合わせください。